

品 目		対 象 者	基準額(円)	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	・下肢又は体幹機能障害が2級以上の者で、介助を要する者 ・難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害があるもの	154,000	8年	
	移動用リフト		159,000	4年	
	入浴担架	・下肢又は体幹機能障害が2級以上の者で、原則として3歳以上の者(入浴に当たり介助を要する者に限る)	82,400	5年	
	体位変換器	・下肢又は体幹機能障害が2級以上の者であり、原則として3歳以上の者(下着交換等に当たり他人の介助を要する者)	15,000	5年	
	特殊マット	・下肢又は体幹機能障害単独1級の者 ・療育手帳A所持者で、常時介護を要する者(原則として3歳以上の者) ・難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの	19,600	5年	
	特殊マット(自動体圧調整機能付)	・自力での体位変換ができない学齢以上のもので、かつ、下肢又は体幹機能障害単独1級の常時介護を要するもの ・自力での体位変換ができないもので、かつ、難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	100,000	8年	
	特殊尿器	・下肢又は体幹機能障害単独1級の者で常時介護を要する者(原則として学齢児以上の者) ・難病患者等で、自力で排尿ができないもの	67,000	5年	
	訓練いす(障害児のみ)	・下肢又は体幹機能障害が2級以上の者(原則として3歳以上の者)	33,100	8年	
自立生活支援用具	訓練用ベット(障害児のみ) (難病患者等は、障害者も可)	・下肢又は体幹機能障害が2級以上の者(原則として3歳以上の者) ・難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害があるもの	159,200	5年	
	入浴補助用具	・下肢又は体幹機能障害の者で、入浴に介助を必要とする者(原則として3歳以上の者) ・難病患者等で、入浴に介助を要するもの	90,000	8年	
	便器	・下肢又は体幹機能障害が2級以上の者(原則として学齢以上の者)	9,850	8年	
	便器(手すりなし)	・難病患者等で常時介護を要するもの	4,450		
	T字状・棒状のつえ	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者で、使用により歩行能力の改善が見込まれる者	3,000	3年	
	移動・移乗支援用具	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者で、家庭内での移動等において介助を必要とする者(住宅改修を伴うものを除く)	60,000	8年	
	頭部保護帽	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者で、転倒等により頭部が傷の危険性がある者 ・療育手帳A所持者 ・精神保健福祉手帳所持者で、てんかんの発作等により頻りに転倒する者	36,750	3年	
	特殊便器	・上肢障害単独2級以上の者 ・療育手帳A所持者で、訓練を行っても自ら排便の処理が困難な原則として学齢児以上の者(住宅改修を伴うものを除く) ・難病患者等で、上肢機能に障害があるもの	151,200	8年	
	火災警報器(世帯あたり2台限度)	・障害等級2級以上の者 ・療育手帳A所持者	15,500	8年	
	自動消火器	・精神保健福祉手帳所持者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700		
	電磁調理器	・視覚障害2級以上の者、療育手帳A所持者又は精神保健福祉手帳所持者で、満18歳以上の者(盲人のみの世帯、又はこれに準ずる世帯)	41,000	6年	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	・視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上の者)	7,000	10年	
	聴覚障害者用屋内信号装置	・聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	87,400	10年	
	在宅療養等支援用具	透析液加温器	・腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として3歳以上の者)	51,500	5年
		ネブライザー(吸入器)	・呼吸器機能障害3級以上の者	36,000	5年
電気式たん吸引器(両用器含む)		・身体障害者(肢体不自由2級以上、又は重度の肢体不自由の者で、医師から意見書を得ている者)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上の者)	56,400		
酸素ボンベ運搬車		・医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000	10年	
盲人用体温計(音声式)		・視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上の者(盲人のみの世帯、又はこれに準ずる世帯)	9,000	5年	
盲人用体重計(音声式)			18,000		
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		・難病患者等で、人工呼吸の装着が必要な者 ・呼吸器機能障害4級以上の者、同程度の身体障害者であって必要と認められる者(原則として学齢以上)	157,500	5年	
情報・意識疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・音声機能若しくは言語機能障害の者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者(原則として学齢児以上の者)	98,800	5年	
	情報・通信支援用具(障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフトを言う。)	・上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者で、満18歳以上の文字を書くことが困難な者	100,000	—	
	点字ディスプレイ	・視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)であって、必要と認められる者	383,500	6年	
	点字器	・視覚障害2級以上の者	10,400	7年	
	点字タイプライター	・視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	63,100	5年	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	・視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上の者)	85,000	6年	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800		
	視覚障害者用拡大読書器	・視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者(原則として学齢児以上の者)	198,000	8年	
	盲人用時計	(触読式) (音声式) ・視覚障害2級以上の者(音声式時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	13,300	5年	
	聴覚障害者用通信装置	・聴覚障害者又は発声若しくは発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学齢児以上の者)	71,000	5年	
	聴覚障害者用情報受信装置	・聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	5年	
	人工喉頭	(電動式) ・喉頭全摘出等により音声又は言語機能障害があり、人工喉頭によって発声が可能になる者	70,100	5年	
	点字図書	・主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(年間6タイトル、又は24巻を限度とする。)		実費相当額	
地デジ対応ラジオ	・視覚障害2級以上の者	29,000	6年		
援排せつ・管理支	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)	・ストマ造設者でびらん等によりストマ装着ができない者。高度の排便若しくは排尿機能障害者、又は脳原性運動機能障害2級以上の療育手帳A所持者で意思表示が困難な者	12,000	月額	
	蓋尿袋	ぼうこう機能障害(尿路変更のストマを造設している者)	11,639	月額	
	蓄便袋	直腸機能障害(人工肛門のストマを造設している者)	8,858	月額	
	収尿器	下肢若しくは体幹機能障害又は膀胱機能障害の者	8,500	1年	
住宅改修費	居室生活動作補助用具 ・下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者) ・難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの		居室生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(住宅1棟につき1回限り。上限200,000円)		

※網掛け部分品目は、介護保険の要介護認定を受けている方、特定疾病等に該当する方は、介護保険による貸与や購入が優先されます。